

(事業の目的)

第1条 公益財団法人白浜医療福祉財団(以下「法人」という。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意向および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 6 事業所において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
 - 7 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
 - 8 上記の他、事業の運営にあたっては、田辺市が定める基準及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 公益財団法人白浜医療福祉財団 白浜はまゆう病院 地域ケア室 在宅介護支援センター
- (2) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町 1447 番地

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

主任介護支援専門員である管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況を把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定居宅介護支援事業の実施に関し、厳守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 4名以上(常勤専従3名、管理者兼務1名)

要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第 6 条 この事業で行う事業の提供方法及び内容は次の通りとする。

(1) 利用者からの居宅介護支援サービス計画作成依頼等に対する相談対応

当事業所内相談室及び自宅等において行う。

(2) 課題分析の実施

① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

③ 使用する課題分析票の種類は「居宅サービス計画ガイドライン」とする。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、一定の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき説明を行ない、理解を得るよう努めるものとする。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文章により利用者の同意を得るものとする。

(6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等に提供するものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提出の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(利用料金等)

第 7 条 法定代理人受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）によるものとする。

2 交通費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、白浜町、上富田町とする。

(緊急時における対応方法)

第 9 条 指定居宅介護支援を実施中に、利用者の症状等に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治の医師に連絡をする等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 10 条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 11 条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提出した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(人権擁護)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権推進員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は虐待の発生またはその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族当高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを関係市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

第 15 条 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止等のため、衛生管理推進員を配置する。

(感染症の予防に関する事項)

第 16 条 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第 18 条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下身体拘束等という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、その改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 2 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとする。
 - (1)採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
 - (2)継続研修 年 6 回
- 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従事者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る居宅サービス計画に基づく指定居宅介護支援が完結した日から 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2000 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、2002 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、2002 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、2003 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、2003 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、2004 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、2004 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、2005 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、2005 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、2006 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、2006 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、2006 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、2006 年 11 月 20 日から施行する。
この規程は、2007 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、2007 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、2009 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、2010 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、2015 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、2018 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、2019 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、2020 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、2024 年 5 月 23 日から施行する。